

令和2年度司法修習生 採用選考申込書の記載要領

注意事項	1
第1 提出書類	2
第2 追完書類の提出方法	3
第3 変更事項の届出方法	3
第4 採用選考申込書の各項目の記載方法	4
※ 司法修習生の兼職兼業等について	6
第5 申込みの取下げ	7

◎注意事項

- 1 申込書の記載に当たっては、この記載要領、司法修習生採用選考要項及び申込書記載例をよく読んで、正確に記載してください。**虚偽の記載**をした場合、**不採用**となり、採用後でも**罷免**となる場合がありますので、注意してください。
- 2 申込書を自書する際は、黒のペン又はボールペンを用い（インクを容易に消せるものを除く。）、漏れなくかき書で丁寧に記載してください。
- 3 数字は、算用数字を用い、年は、**和暦**により記載してください。
- 4 該当項目を選択する場合は、申込書の指示により、□印にチェックを付けるか、■としてください。
- 5 記載した事項を訂正する場合には、誤って記載した事項を**二重線「＝」**で抹消し、正しい事項を記載してください（**修正液又は修正テープ等は使用不可**）。**訂正印は不要**です。
- 6 各項の記載欄に書ききれない場合は、10の備考欄に記載してください。
- 7 申込書を提出した後に**申込書の記載事項に変更**が生じた場合は、「第3 変更事項の届出方法」に記載のとおり、**遅滞なく変更の届出**を行ってください。

※ 申込期間中は、電話による問合せが殺到しますので、まずはこの記載要領と記載例をよく読んで、電話での問合せはなるべく控えてください。

申込書及び採用選考手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課 試験係 03-3264-8191（直通）

03-3264-8111（代表）

問合せへの対応 9:00～12:00, 13:00～17:00（土日祝日を除く。）

第 1 提出書類（提出先：最高裁判所事務総局人事局任用課 試験係）

書類名	注 意	提出期限
司法修習生採用選考申込書	・この記載要領にしたがって正確に記載する。	1月27日(水) 消印有効
提出書類一覧	・必ず各提出書類のいずれかの口印にチェックを付す。 ・追完予定の書類については、追完予定日・追完書類名を記載する。 ・本人控えは自身で保管し、提出しないこと。	申込書に同封
司法試験合格証書のコピー (平成27年度以降の合格者は提出不要)	・平成26年度以前の司法試験等の合格者に限り、司法試験委員会から受領した司法試験合格証書をコピーして提出する（「合格通知書」は不可）。 【司法試験合格証書の授与等に関する問合せ先】 司法試験委員会（03-3580-4111）	申込書に同封
戸籍抄（謄）本 又は、住民票の写し (コピー不可)	・申込みの3か月以内に発行されたもの。 ・個人番号の記載のないもの（記載があると受理できないので注意）。 ・住民票の写しを提出する場合は、本籍地及び戸籍筆頭者が記載されているもの。 ・日本国籍を有しない者は、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載されている住民票の写しを提出すること。	申込書に同封
成績証明書（卒業・修了・退学年月の記載のあるもの。） (コピー不可) ※成績証明書に卒業等年月の記載がない場合は、別途卒業等の証明書を提出する。	・以下の成績証明書等（卒業・修了・退学年月の記載のあるもの、大学等の押印があるもの）を必ず学校が用意した封筒から取り出した状態で提出する。 ●法科大学院 ●入学した全ての大学及び大学院（退学した者、科目等履修生を含む。教養学部の成績証明書も提出を要する。） ・卒業等の年月日以降に発行されていれば、発行時期を問わない。 ・封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも、必ず開封の上、卒業等の年月の記載を確認する。 【科目等履修生について】 ・成績がない者は成績証明書の提出を要しないが、その旨を10の備考欄に記載すること。 ・申込日現在において科目等履修生である者は、令和3.3.30までに退学し、在籍していないことの証明書を提出する。	申込書に同封 在学中の学校の成績証明書等は卒業等の後速やかに提出(※)
退職証明書 (コピー不可)	・申込日現在で在職中の者及び申込日以降就職した者（アルバイトを含む。）は、令和3.3.30までに退職し、退職証明書を提出する。 申込時において退職している場合は提出不要。 ・公務員を退職する場合は、辞令書の写しの提出で差し支えない。 ・取締役等を退任する場合は、退任後の会社の全部事項証明書を提出する。	退職後速やかに退職証明書を取得して提出(※)
資格の登録抹消証明書等 (コピー不可)	・令和3.3.30までに登録先等に資格登録抹消又は業務廃止の届出を行い、その届出の受理を証明する書面を提出する。	登録抹消又は業務廃止の届出後速やかに受理証明書を取得して提出(※)

※ 裁判所のウェブサイトからダウンロードした場合は、最高裁判所人事局任用課試験係宛て宛先見本を封筒に貼付して発送すること。

※ 成績証明書、退職証明書、資格の登録抹消証明書について、発行手続を理由として提出が遅れる場合は、追完を認めるので、入手後速やかに提出すること（提出期限は、原則として3月30日（火）までとする（必着）。ただし、採用日直前に退学、退職又は登録抹消をする場合は、4月9日（金）までとする。成績証明書について、申込時に既に卒業等している場合は、遅くとも2月24日（水）までに提出すること。）。

なお、その他の書類は、原則として追完を認めていないので、速やかに取得するよう注意すること。

第 2 追完書類の提出方法

郵便のみで受け付ける。当該書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、写しを手元に控え、原本を簡易書留郵便で送付すること（問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

複数の追完書類がある場合は、提出できるものから随時提出すること。ただし、提出日が近接しているものについては、この限りではない。

封筒の表に「司法修習生採用選考の追完書類在中」と朱書きすること。

追完書類	注 意	提出先
成績証明書（卒業・修了・退学年月の記載のあるもの、退学を含む。） （コピー不可）	<ul style="list-style-type: none"> 卒業等の後、速やかに取得し、提出する。 卒業等年月日以降に発行されたものを提出する。 封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも、必ず開封の上、卒業等年月の記載を確認する。 成績証明書に卒業等年月の記載がない場合は、別途卒業等証明書を提出する。 	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191(直通) 03-3264-8111(代表)
退職証明書 資格の登録抹消証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 退職又は抹消後、速やかに取得し、提出する。 退職又は資格登録抹消年月日以降に発行されたものを提出する。 	

第 3 変更事項の届出方法

郵便のみで受け付ける。当該書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、写しを手元に控え、原本を簡易書留郵便で送付すること（問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

封筒の表に「司法修習生採用選考の届出書類在中」と朱書きすること。

届出書類	注 意	届出先
氏名・本籍・筆頭者・現住所及び電話番号の変更届	<ul style="list-style-type: none"> 右記の届出先①及び②双方に、速やかに提出する。 変更事項を記載した適宜の書面を提出する。 なお、修習予定地通知後は、修習予定地も記載する。 氏名・本籍及び筆頭者に変更が生じた場合は、変更事項を証する書面として「戸籍抄（謄）本」又は「住民票の写し（本籍地及び戸籍筆頭者が記載され、個人番号の記載のないもの）」（コピー不可）も併せて提出する。 ただし、変更事項を証する書面は、届出先②に対しては、コピーの提出で足りる。 住所を変更した場合は、必ず郵便局へ転居届を提出すること。 	[届出先①] 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191(直通) 03-3264-8111(代表) [届出先②] 〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所事務局企画第二課 調査係 電話 048-460-2045(直通)

第 4 採用選考申込書の各項目の記載方法

※ 選択項目については、該当する口印にチェックを付けるか■としてください。

※ 申込書を提出した後に変更事項があった場合は、「第3 変更事項の届出方法」に記載のとおり、遅滞なく届出をしてください。

※ 各項目の記載欄に書ききれない場合は、10の「備考」欄に記載してください。

1 氏名，生年月日等

① 氏名

ふりがな欄には、氏名の読み方をひらがなで記載し、氏名欄には、漢字氏名を戸籍等に基づいて記名してください。

※ いわゆる表外漢字については、JIS（日本工業規格）で定められている第2水準までの漢字に置き換えて記名してください。

② 旧姓（名）

過去に氏名の変更があった場合には、①の氏名の記載方法に準じて記載してください。

③ 性別

該当する性別を選択してください。

④ 生年月日，年齢

該当する元号を選択し、生年月日を和暦で記載し、発令日である令和3年3月31日現在の年齢を記載してください。

2 現住所

郵便物の送付先として使用するので、郵便番号、アパート名、室番号及び同居先まで正確に記載してください。司法研修所に提出する「実務修習希望地調査書」の「④現住所」欄の記載と合わせてください。2月19日（金）頃に発送予定の内定通知書等の送付先になります。

※ 住所を変更した場合は、「第3 変更事項の届出方法」に記載のとおり、遅滞なく届出をするとともに、必ず郵便局へ転居届を提出してください。

3 電話番号

緊急連絡先には、自宅及び携帯電話以外で確実に連絡がつく番号（家族の携帯電話番号も可）を必ず記載してください。連絡先となる方には、申込書にその旨記載したこと及び本人と連絡がとれない場合に最高裁判所又は司法研修所から連絡する可能性があることをあらかじめ伝えてください。

※ 採用手続に関して確認事項がある場合は、最高裁判所から電話連絡しますので、あらかじめ留守番電話設定をし、着信があった場合は、速やかに応答してください。なお、最高裁判所からの電話連絡の際、電話機に表示される番号は発信専用番号になりますので、リダイヤルはせず、必ず1ページに記載の問合せ先に連絡するようにしてください。

4 本籍（又は国籍等）

戸籍等に基づいて、都道府県名から市区町村名までを、正確に記載してください。日本国籍を有しない場合は、国籍及び在留資格を記載してください。

5 司法試験合格年月

司法試験又は旧司法試験の第二次試験等（採用選考審査基準1参照）に合格した年月の該当する元号を選択して、和暦で記載してください。

なお、平成26年度以前の司法試験等の合格者は、合格証書のコピーを申込書に必ず同封してください。

6 司法修習生採用選考申込歴・採用歴

司法修習生の採用選考申込歴及び採用歴の有無について、「ある」と答えた場合は、その時期を記載してください。

7 現在の職業等

① 勤務先・部署／学校名・学部・学年

申込日現在の勤務先及び所属部課（アルバイトを含み、在職期間は問わない。）又は学校名及び学部・学年を記載してください。在職又は在学をしていない場合は、必ず「なし」を選択してください。

勤務先又は学校が複数ある場合はすべて記載し、記載欄に書ききれない場合は10の「備考」欄に記載してください。また、申込み後に新たな就業及び就学の予定がある場合も同様に記載してください。兼職、兼業又は兼学を予定している場合は、その旨を10の「備考」欄に記載してください（兼職等については6ページ参照）。

② 勤務先における肩書き

勤務先における役職・地位（自営業、課長、アルバイト等）を記載してください。

③ 在職又は在学期間

始期から終期（退職、卒業（修了）又は退学の予定年月）を和暦で記載してください。終期が未定の場合でも必ず予定年月を記載してください。

なお、申込書の提出後、退職等の日が申込書に記載した日以降に変更になった場合は、1ページに記載の問合せ先に連絡してください。

また、令和3年3月30日（採用日の前日）までには必ず退職、卒業（修了）又は退学し、退職の場合は退職証明書を、卒業（修了）又は退学の場合は卒業（修了）又は退学年月の記載のある成績証明書を速やかに提出してください。

ただし、成績証明書に卒業（修了）又は退学年月の記載がない場合は別途各証明書を提出してください。

【退職証明書記載例】

〔記載例1〕

退職証明書
住所 ○○県○○市○○○○
氏名 ○○○○
上記の者は、○月○日付けで当社を退職したことを証明します。
令和3年○月○日※
○○県○○市○○○○
○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

〔記載例2〕

証明書
住所 ○○県○○市○○○○
氏名 ○○○○
上記の者は、○月○日付けで当家の家庭教師職を終了したことを証明します。
令和3年○月○日※
○○県○○市○○○○
○○○○ 印

※ 証明日付は、退職日以降の日付であることが必要です。

※ 司法修習生の兼職・兼業等について

司法修習生に関する規則第2条

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

司法修習生の規律等について第7の2

司法修習生は、規則第2条に規定する場合を除くほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない。

司法修習生は修習に専念すべき義務を負っているため、許可を受けなければ兼職（現在の会社等に在籍を続けること、成年後見人等を続けること等）・兼業（所有不動産の賃貸等）又は兼学（大学等に在籍を続けること）をすることはできません。採用発令日以降の無許可の兼職・兼業又は兼学は、非違行為として罷免、修習の停止及び戒告の処分や注意の措置の対象となることがありますので、原則として、採用発令日の前日である令和3年3月30日までに、在職中の方（休職中を含む。）は退職し、大学及び大学院在学中の方（休学中を含む。）は卒業・修了又は退学していただく必要があります。

やむを得ず兼職・兼業又は兼学をする必要がある場合は、許可を受けるために別途申請が必要となりますが、許可の判断には時間を要するため、速やかに申請を行ってください。兼職及び兼業については、別紙1「兼職・兼業許可申請について」を参照の上、最高裁判所事務総局人事局任用課試験係に、兼学については、別紙2「兼学許可申請について」を参照の上、司法研修所事務局企画第二課調査係に速やかに申請を行ってください。その上で、10の「備考」欄に、兼職・兼業又は兼学をする予定である旨を記載してください。

なお、兼業のうち、収入を伴うアルバイトを行う場合の申請方法については、司法研修所から後日お知らせしますので、そちらを確認してください。

8 資格

下記一覧の資格のうち取得している資格があれば記載してください。

同資格を有する場合は、資格の後に括弧書きで登録の有無を記載してください（「登録あり」又は「登録なし」と記載する。）。

なお、令和3年3月30日までに登録先等に資格登録抹消又は業務廃止の届出を行う必要があります。

【登録抹消等が必要な資格一覧】

資 格	登 録 等	登 録 先 等
司法書士	司法書士名簿登録	日本司法書士会連合会（司法書士会）
行政書士	行政書士名簿登録	日本行政書士会連合会（行政書士会）
宅地建物取引士	宅地建物取引業免許 ※1	国土交通大臣又は都道府県知事
不動産鑑定士	不動産鑑定業登録 ※1	
公認会計士	公認会計士名簿登録	日本公認会計士協会
税理士	税理士名簿登録	日本税理士連合会（税理士会）
弁理士	弁理士名簿登録	日本弁理士会
社会保険労務士	社会保険労務士名簿登録	全国社会保険労務士会連合会（社会保険労務士会）
外国弁護士	外国法事務弁護士名簿登録 ※2	日本弁護士連合会（弁護士会）

※1 宅地建物取引士や不動産鑑定士など、資格の登録とは別に業を行うための免許や登録が必要な資格については、これらの免許等が抹消等の対象となる。

※2 外国で弁護士登録をしている場合には、登録の抹消をしなくても、弁護士業務を行ってないことを疎明する上申

書を提出することで足りる。

9 不採用事由等の有無

(1)から(3)について、各々選択してください（審査基準は、司法修習生採用選考要項別紙に記載）。虚偽の記載をした場合、不採用となり、採用後でも罷免となる場合がありますので、注意してください。

(1) 審査基準 2(1)ア関係

A Bいずれについても、病名、現在の症状、治療期間、治療内容、通院の有無、通院頻度、処方薬の名称・量等を、正確かつ具体的に記載してください。複数の病名がある場合は、2つ目以降は備考欄を使用してください。

A 現在の病気等

申込日現在の病気又はけがについて、「ある」と答えた場合は、病名等を右欄に記載してください。

※ 修習に明らかに影響しない疾病は記載不要（花粉症、鼻炎、結膜炎、軽度のアトピー性皮膚炎、湿疹、じん麻疹、脱毛症、便秘等）

B 既往歴（現在は治療を終了しているが、過去に入院したり、半年以上通院治療を受けたりしたことがある場合）

過去における病気について、「ある」と答えた場合は、病名等を右欄に記載してください。

(2) 審査基準 2(1)イ及びウ関係

C 禁錮以上の刑に処せられたことがある

D 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない

C及びDについて、「ある」又は「該当する」と答えた場合は、右欄に経緯等の詳細を具体的に記載してください。

(3) 審査基準 2(1)エ関係

E 該当する可能性のある事情

過去に起訴（略式起訴を含む。）又は逮捕されたこと等について、「ある」と答えた場合は、右欄に経緯等の詳細を具体的に記載してください。

10 備考

兼職・兼業又は兼学の申請を予定している場合や、各項目の記載欄に書ききれない場合に使用してください。備考欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズの用紙）を用いても差し支えありません。

第 5 申込みの取下げ

職業又は学業の継続等、諸般の事情から、申込みの取下げを希望する場合は、**令和3年3月5日（金）**までに1ページに記載の問合せ先に連絡し、取下書の提出について指示を受けてください。

(別紙1)

兼職・兼業許可申請について

司法修習生の兼職，兼業等の概要については，記載要領6ページを御覧ください。申請の許否については，法の定める修習専念義務に反しないか等の観点から個別に判断します。

兼職，兼業（アルバイトを除く。）を申し出る場合は，令和3年1月20日（水）から2月19日（金）までに，許可申請書を2に記載の最高裁判所事務総局人事局任用課試験係宛て簡易書留郵便にて提出してください。

なお，照会の多い兼職の事例については，3の要領に従ってください。

おって，提出書類等について確認事項がある場合は，同係より申請書記載の連絡先に連絡します。

1 提出方法

封筒の表に「**兼職（又は兼業）許可申請書在中**」と朱書きし，2記載の申請先に簡易書留郵便で送付し，問合せ番号が記載された書留受領証を保管してください。

2 申請及び問合せ先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話 03(3264)8191（直通）

3 兼職許可申請

民間企業（弁護士事務所を除く。）の従業員及び地方公務員（司法修習のために休職することができる場合）の方が、現在の就業先に在籍したまま司法修習を受けることの許可を求める場合は、以下の点に留意してください。

なお、上記以外の方（民間企業の役員等）が兼職申請する場合は、2に記載の連絡先に問い合わせてください。

(1) 提出書類 1：兼職許可申請書

ア 書式

所定の書式はありませんので、適宜A4サイズ用の紙に次の事項を記載してください。

イ 記載事項

- ・ 標題「兼職許可申請書」
- ・ 宛名「最高裁判所」
- ・ 申請書作成日、氏名、住所及び連絡先電話番号
- ・ 兼職許可を求める旨
- ・ 兼職先の会社名及び所在地
- ・ 兼職の必要性
- ・ 司法修習生の中立性・公正性が守られ、司法修習に支障がないこと（例えば、修習期間中休職すること、修習期間中は手当を含め無報酬であること等）

(2) 提出書類 2 : 疎明資料

休職証明書（①休職期間（令和3年3月31日から修習終了日まで）、②修習期間中、業務を行わないこと及び③無報酬であることが記載されているものが望ましい。）を提出してください。地方公務員の場合は、休職辞令書の写しでも構いません。

なお、休職証明書が発行できない場合は、上記①～③を疎明できる資料（在籍証明書、就業規則の写し（休職の定めや休職中無報酬となることが分かるもの））を送付してください。

兼学許可申請について

司法修習生の兼学の概要については、記載要領6ページを御覧ください。申請の許否については、法の定める修習専念義務に反しないか、すなわち司法修習に支障を生じるおそれのある学業に当たるか否かを個別具体的に判断することになります。

兼学を申し出る場合は、令和3年1月20日(水)から2月26日(金)までに、兼学許可申請書を、4に記載の司法研修所事務局企画第二課調査係宛て簡易書留郵便にて提出してください。

なお、申込時点で大学(院)に在籍し、令和3年3月31日までに卒業(修了)予定の方については、兼学許可申請は不要ですが、令和3年3月31日に講義や学位授与式等の出席を要する行事など実際に修習し得ない事情がある場合には、個別に問い合わせてください。照会の多い休学の事例については、下記の要領に従って作成してください。その他の事例については、4に記載の連絡先まで問い合わせください。

おって、提出書類等に確認事項がある場合は、同係より申請書記載の連絡先に連絡いたします。

1 修習終了後に復学等するために、休学した上で在籍する場合

(1) 提出書類1：兼学許可申請書

所定の書式はありませんので、A4サイズの内紙に次の事項を記載してください。

- ・ (標題) 兼学許可申請書
- ・ (宛名) 司法研修所長
- ・ 作成日付
- ・ 申請者氏名、整理番号¹、連絡先電話番号
- ・ 兼学の理由、兼学先の大学(院)名及び学部等、兼学許可を申請する旨

¹ 生年月日を元に整理番号を記載してください。

例：昭和63年4月24日生まれの場合は『630424』

平成元年2月10日生まれの場合は『010210』

・次の事項を遵守する旨

- ①司法修習に専念すること
- ②大学（院）の講義等に出席しないこと
- ③学業のために司法修習のカリキュラムを欠席しないこと
- ④修習に支障のある一切の行為をしないこと
- ⑤修習期間中に、論文の作成に関する一切の行為をしないこと
- ⑥大学（院）を休学すること

(2) **提出書類 2：休学証明書**

※ 大学（院）の事務の都合により、1年を超える期間の休学ができない場合は、休学できる期間までの休学証明書を添付してください。ただし、この場合、休学証明書記載の期間の最終日の前日までに、それ以降の休学証明書の追完が必要になりますので、ご注意ください。

2 令和3年4月1日以降に卒業（修了）予定の方で、在籍期間以外の卒業要件を満たしており（卒業必要単位修得済み及び卒業論文作成不要）、学位取得のために休学することなく形式的に在籍する場合

(1) **提出書類 1：兼学許可申請書**

所定の書式はありませんので、A4サイズの内紙に次の事項を記載してください。

- ・（標題）兼学許可申請書
- ・（宛名）司法研修所長
- ・作成日付
- ・申請者氏名，整理番号，連絡先電話番号
- ・兼学の理由，兼学先の大学（院）名及び学部等，兼学許可を申請する旨
- ・次の事項を遵守する旨
 - ①司法修習に専念すること
 - ②大学（院）の講義等に出席しないこと

- ③学業のために司法修習のカリキュラムを欠席しないこと
- ④修習に支障のある一切の行為をしないこと
- ⑤修習期間中に、論文の作成に関する一切の行為をしないこと

(2) **提出書類 2：卒業見込証明書**

※ 卒業見込証明書が取得できない場合は、**学業成績証明書**（単位の取得状況が分かるもの）及び**卒業要件が分かる資料**（卒業要件表：卒業必要単位数等が記載されたシラバスの写し等）を提出してください。

3 提出方法

封筒の表に「兼学許可申請書在中」と朱書きの上，4に記載の申請先に簡易書留郵便にて送付し，問合せ番号が記載された書留受領証を保管しておいてください。

なお，採用申込書の提出とは別の封筒を必ず使用してください。

4 申請及び問合せ先

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局企画第二課調査係

電話 048（460）2045（直通）

司法修習生採用選考申込書（第74期）

本書面に虚偽の記載をした場合は、不採用、採用取消又は罷免となることあるため正確に記載すること
記載に当たっては、司法修習生採用選考要項、申込書記載要領、申込書記載例をよく確認すること

この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。			
(ふりがな)	こう の た ろう	性別	生年月日・年齢(令和3.3.31現在)
1 氏名	甲 野 太 郎	旧姓(名)	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 □S <input checked="" type="checkbox"/> H 2年 4月 24日生 (30歳)
2 現住所 (現に居住し、郵便を受領できる場所、方書きまで記載)		3 電話番号 (緊急連絡先は確実に連絡がつく番号)	
〒 100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-4 第一マンション331号		(自宅) 03-XXXX-XXXX (携帯) 090-XXXX-XXXX (緊急) 048-XXXX-XXXX (乙野子 方(続柄:叔母) (□同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居))	
4 本籍 (又は国籍等)	5 司法試験合格年月	6 司法修習生採用選考申込歴・採用歴	
東京都千代田区	□S □H <input checked="" type="checkbox"/> R 1年 9月	A申込歴 <input checked="" type="checkbox"/> ない □ある(□H □R 年 月申込) B採用歴 <input checked="" type="checkbox"/> ない □ある(□H □R 年 月採用)	
7 現在の職業等 (在職又は在学をしていない場合は「なし」にチェック)			8 資格 (登録等の有無を併記)
勤務先・部署/学校名・学部・学年	勤務先における肩書き	在職又は在学期間(年月～年月)	行政書士(登録なし)
〇〇塾	アルバイト	H31.4～R3.2	
9 不採用事由等の有無 「ある」「該当する」と回答した場合に以下について回答すること			
(1)審査基準2(1)ア関係		・病名 (気管支ぜんそく) ・現在の症状 気候の変化やストレス等により稀に軽度の発作が生じるが、夜間や明け方に起こることが多く、通院により発作の頻度は減っており、日中に発作が生じて薬の吸入で対応できているため、日常生活に大きな支障はない。 ・治療期間 (令和2年12月～ 年 月, <input checked="" type="checkbox"/> 現在治療中) ・治療内容 (定期的な通院及び服薬) ・通院の有無 (<input checked="" type="checkbox"/> あり □なし) ・通院頻度 (月に1回) ・処方薬の名称・量 (発作時サルブタモール吸入, プレドニン1錠/日)	
A現在の病気等 <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある B既往歴 (現在は治療を終了しているが、過去に入院したり、半年以上通院治療を受けたことがあるもの) <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある			
※複数の病名がある場合は、2つ目以降は、備考欄を使用すること			
(2)審査基準2(1)イ及びウ関係		・詳細を記載すること (3)について 平成27年7月26日に埼玉県和光市の一般道を運転中、速度超過(38km/h超)、同年8月23日道路交通法違反により罰金5万円	
C禁錮以上の刑に処せられたことがある <input checked="" type="checkbox"/> ない □ある D破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし □該当する			
(3)審査基準2(1)エ関係			
E該当する可能性のある事情 ○起訴(略式起訴を含む)、逮捕の有無 <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> ない □ある			
10 備考 (各項目に書き切れない場合は、この欄に記載すること。)			
9(1)Bについて ・病名:睡眠障害 ・治療期間:H28.5～H28.12 ・治療内容:服薬により完治			

※□はチェックまたは■とすること